

●香川県監査委員公表第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成30年10月30日

香川県監査委員 三 谷 和 夫
同 大 西 均
同 香 川 芳 文
同 森 裕 行

- 1 監査対象部局 土木部
2 監査対象年度 平成29年度
3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 道路占用料について、占用の許可をした日から1ヶ月以内に徴収をしていないものが散見された。 (高松土木事務所)</p> <p>(イ) 道路占用料について、占用の許可をした日から1ヶ月以内に徴収をしていないものがあった。 (長尾土木事務所)</p> <p>イ 支出について</p> <p>超過勤務手当について、超過勤務時間の入力誤りによる誤支給があった。 (下水道課)</p> <p>ウ 契約について</p> <p>(ア) 設計金額の積算に当たり、地質調査の結果が十分に反映されていないものがあった。 (西讃土木事務所)</p> <p>(イ) 海面清掃船の修繕について、修繕できる業者と契約を締結すべきであったにもかかわらず、高松港海面清掃業務委託の受託業者と変更契約を締結して修繕を行わせていた。 (港湾課)</p>	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 道路占用許可を行う際、道路占用料条例に定められた期限内に占用料の徴収を行うため、遅滞なく収入調定を行うよう、担当者の確認を徹底する。</p> <p>(イ) 道路占用許可を行う際、道路占用料条例に定められた期限内に占用料の徴収を行うため、遅滞なく収入調定を行うよう、担当者の確認を徹底する。</p> <p>イ 支出について</p> <p>誤支給の手当について、直ちに戻入の手続を行った。再発防止のため、今後は、複数の職員により入力の確認を行うことを徹底する。</p> <p>ウ 契約について</p> <p>(ア) 設計金額については、地質調査の結果を十分考慮し、適正な積算を行う。</p> <p>(イ) 海面清掃船の大規模な修繕については、海面清掃委託業者ではなく、船舶修理業者と直接、契約を締結する。</p>